



消費者のための新たな訴訟制度、消費者団体訴訟制度に損害金等の請求権を

千葉県議会で意見書採択

消費者行政充実ネットちばが要請していた「消費者のための新たな訴訟制度の創設に関する国への意見書」が3月16日に閉会した2月県議会で全会派の賛成をいただいて採択されました。

採択にあたって、県議会最大会派の自由民主党に請願の紹介などのご協力をいただきました。

3月16日の議会終了後、消費者行政充実ネットちば事務局長の拝師弁護士、千葉県生協連の田井会長理事と丸山専務理事が、自民党千葉県連の阿部紘一政務調査会長にお会いし、ご協力いただいたお礼とともに今後の取り組みなどについて懇談をおこないました。(丸山)



自民党県連阿部政調会長(左手前)と懇談

意見書内容は県ホームページで見られます。

<http://www.pref.chiba.lg.jp/gikai/giji/gaiyou/h24/h24-2-teirei/kaketsu.html#a240206>

「今こそ立ち上がろう。地方消費者行政充実のために。」

千葉県弁護士会、日本弁護士連合会主催シンポジウム

河野代表幹事が活動報告を講演、パネルディスカッションにパネラーとして参加

平成24年2月25

私共のグループは2008年9月に県内15の消費者関連団体から結成され千葉県における消費者行政の充実活性化の活動を行っております。この年の年末には堂本千葉県知事にお会いして運動の目的や県下の状況についてお話ししました。翌年は念願の消費者庁設置のために街頭演説や署名運動を行い、県消費生活基本計画の新設のこともあり県民フォーラムや関東都県に呼びかけシンポジウムを開催しました。2010年以降は地域の消費者被害を防ぐためには地域の消費者間の情報交換の強化が最重要と考えその中心には市町村の消費生活センターがない地区の消費者関連団体との連携で情報の収集・配布を行う必要があると考えて活動を展開しました。この年には香取、旭、富里、茂原の4市で市民フォーラムを、翌2012年度には野田、館山両市と大網白里町の3市町で実施しました。又館山市では「訪問販売お断り」のシールを600世帯に配布・添付して頂き一年後に効果の調査を行いました。一部の市では市と消費者団体との情報交換会が充足しております。政府に対しては消費者行政充実強化のための予算処置の請願運動を県議会、市町村議会に働きかけて、県議会と36市町村(12年2月現在)が請願をしてくれました。消費者の生活の安全・安心を守るためには、市町村の消費生活センターを中心として、これをタテ糸とし、地区の消費者関連諸団体がヨコ糸となった情報のネットワークを作りあげることがポイントです。これがいわゆる「きずな」だと考えております。今後も地域の行政、消費者関連団体のご理解とご協力をお願いしたいと存じます。(河野)

今後の予定

4月20日 香取市にて 一昨年のシンポの提言の実現に向けて市議との勉強会、香取消費者問題対策ネットワークとの共催

5月24日 消費者フォーラム)12:30~15:30@千葉市文化センターアートホール 参加